

# 医療と健康管理

## 高年齢者医療

お医者さんにかかるとき (調布市国民健康保険・後期高齢者医療制度の場合)※1		
対象者	70歳～74歳の方	75歳以上の方※2
制度の名称	調布市国民健康保険	後期高齢者医療制度
必要なもの	マイナンバーカード (保険証利用登録済の方) または 国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証	マイナンバーカード (保険証利用登録済の方) または 後期高齢者医療被保険者証
窓口での負担割合	2割 (現役並み所得の方は3割)	1割・2割 (現役並み所得の方は3割)
医療費が高額になるとき (入院・外来)	内容	同一月、同一医療機関等での医療費(保険診療分)の支払が自己負担限度額までとなります。複数の医療機関等の支払を合算して自己負担限度額を超える場合には、後日差額(高額療養費)を支給します。
	手続き	高額療養費が発生した場合は、診療月の約3か月後に申請書をお送りしますので、振込先口座等を記入し、返送してください。 なお、70歳以上の方のみの加入世帯は、初回のみ申請書の提出が必要です。 領収書の提出は不要です。
	自己負担限度額	次ページ 別表のとおり
	【限度額適用認定証】 【限度額適用・標準負担額減額認定証】	現役並み所得(I, II)の方は申請すると【限度額適用認定証】を、住民税非課税世帯の方は申請すると【限度額適用・標準負担額減額認定証】を取得できます。窓口で提示することにより、入院・外来(薬局・歯科含む)診療時の窓口負担が自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も減額されます。

※1 調布市国民健康保険以外の健康保険(社会保険等)に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

※2 65歳から74歳までの一定の障害があり、障害認定の申請により東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方も含みます。

## 別表

区 分		負担割合	1か月の自己負担限度額		1食当たりの入院時食事代 ※
			外来 (個人ごと)	外来＋入院 (世帯ごと)	
現役 並み 所得	Ⅲ 課税所得 690万以上	3割	252,600円 ＋(総医療費－842,000円)×1% (該当4回目以降は140,100円)		460円
	Ⅱ 課税所得 380万以上		167,400円 ＋(総医療費－558,000円)×1% (該当4回目以降は93,000円)		
	Ⅰ 課税所得 145万以上		80,100円 ＋(総医療費－267,000円)×1% (該当4回目以降は44,400円)		
一般Ⅱ (後期高齢者医療制度において 窓口負担割合が 2割の方)		2割	6,000円 ＋(総医療費－30,000円) ×10% または 18,000円 のいずれか低い方 (年間上限144,000円)	57,600円 (該当4回目以降 は44,400円)	
一般		1割	18,000円 (年間上限144,000円)		
住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	(国民健康保険 加入者で、70～74 歳の方 2割)	8,000円	24,600円	210円 (90日以内の入院)
	区分Ⅰ			15,000円	160円 (90日を超える入院)
					100円

※ 療養病床に入院した場合は食事代が異なります。

【窓 口】 ≪調布市国民健康保険≫ 保険年金課給付係


☎ 042-481-7052

≪後期高齢者医療制度≫ 保険年金課後期高齢者医療係

☎ 042-481-7148

## ■ 特定健診及び後期高齢者健診

※新型コロナウイルス感染症の感染状況に伴い、変更等を行う場合があります。  
詳しくは、個別通知、市報、市のホームページをご確認ください。

	●特定健診	●後期高齢者健診
対象者	<p>令和6年4月1日以前から調布市国民健康保険に加入している 40～74歳の方 (令和6年4月2日以降に加入した方はお問い合わせください。)</p>	<p>・75歳以上の方 ・65歳以上で一定の障害があると東京都広域連合から認定された方 (調布市に転入された方で、下記受診期間になっても受診券が届いていない方は、お問い合わせください。)</p>
	<p>※令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に75歳になる方は、後期高齢者健診の対象です。</p>	
健診項目	<p>共通：問診，診察，身体計測（身長・体重・BMI・腹囲（特定健診のみ）） 血圧測定，血中脂質（LDLコレステロール・HDLコレステロール・中性脂肪）， 肝機能（AST・ALT・γGTP），血糖（血糖値・ヘモグロビンA1c），貧血（赤血球数・血色素量・ヘマトクリット），白血球数，血清クレアチニン，eGFR， 尿酸，尿（尿糖・尿たんぱく・尿潜血），心電図</p>	
	<p>肝炎ウイルス検診（40歳） 胸部レントゲン（50～74歳）</p>	<p>胸部レントゲン</p>
注意事項	<p>* 介護保険施設、福祉施設等に入所している方、長期入院中の方は対象外です。 * 職場健診や人間ドックを受診した方は、改めて特定健診を受ける必要はありませんが、受診結果の提供にご協力をお願いします。 * 調布市国民健康保険以外の方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。</p>	<p>* 介護保険施設、福祉施設等に入所している方、長期入院中の方は対象外です。</p> 

○受診期間及び受診券送付月 ※受診期間の延長はできません。

誕生日	案内送付	受診期間
4・5・6月生まれ	4月末	5～8月
7・8・9月生まれ	6月末	7～10月
10・11・12月生まれ	8月末	9～12月
1・2・3月生まれ	10月末	11～2月

【窓 口】

《特定健診について》

保険年金課給付係 ☎042-481-7566

《後期高齢者健診について》

保険年金課後期高齢者医療係 ☎042-481-7148

## ■ 各種がん検診等

※感染症の感染状況に伴い、変更等を行う場合があります。詳しくは、個別通知、市報、市のホームページ（健康ガイド）をご確認ください。

### 【個別通知】

《対象》 60歳（令和7年3月31日時点）以上の方  
（60歳未満の方も年齢により対象となりますが、くらしの案内では省略しています。）

### 《内容》

・ 胃がん検診

①バリウム検査②内視鏡検査

（\*内視鏡は60・62・64・66・68歳の方）

・ 大腸がん検診

・ 結核検診（調布市国民健康保険加入者は特定健診と同時実施。  
75歳以上の方は後期高齢者健診と同時実施。）

・ 歯周病検診（60・70歳の方）

・ 子宮頸がん検診（60・65歳の女性）

### 《その他》

胃がん検診（内視鏡検査）は自己負担2,000円（※1）、その他の検診は無料。

○受診期間※受診期間の延長はできません。

誕生日	案内送付	受診期間
4・5・6月生まれ	4月末	5～8月
7・8・9月生まれ	6月末	7～10月
10・11・12月生まれ	8月末	9～12月
1・2・3月生まれ	10月末	11～2月

### 【申込み制】

- 乳がん検診：前年度未受診で40歳以上の女性  
毎月市報で公募  
自己負担金1,500円（※1）
- 子宮頸がん検診：前年度未受診で20歳以上の女性  
（個別通知対象者以外の方）  
市報・市のホームページで公募  
定員2,500人 無料
- 肺がん検診：40歳以上の方  
年1回市報・市のホームページで公募  
定員1,000人 無料

- 前立腺がん検診：50～70歳の男性  
(PSA検査) 年1回市報・市のホームページで公募  
定員600人  
自己負担金1,000円(※1)
- 後期高齢者歯科健診：76歳～80歳の方  
(口腔内検査・そしゃく・えんげ能力検査)  
年1回市報・市のホームページで公募 無料
- 肝炎ウイルス検診：41歳以上で過去に市の肝炎ウイルス検診受診がない方 随時募集 無料
- 特例項目外健診：年1回市報・市のホームページで公募  
40～74歳になる調布市国民健康保険以外の健康保険に加入の方 定員150人 無料

(※1)生活保護受給世帯又は中国残留支援給付世帯は免除

【実施場所】・市内指定医療機関(胃がん(バリウムまたは内視鏡)・大腸がん・子宮頸がん・乳がん・前立腺がん・結核・歯周病・後期高齢者歯科・肝炎ウイルス・特例項目外)  
・東京都予防医学協会(乳がん)  
・保健センター(肺がん)

【窓口】 健康推進課 ☎042-441-6100

## ■ 訪問歯科診療

【対象】 加齢、疾病または障害等により、在宅等で日常生活の大部分が寝たきりの状態及び来院が困難な方

【内容】 調布市歯科医師会会員の歯科医師が歯の治療や入れ歯の作製・修理、口腔ケア、食べること・飲み込む等の相談を行います。

費用は、保険診療扱いとなります。事前に確認をお願いします。

【窓口】 調布市歯科医師会 ☎042-485-4892  
健康推進課 ☎042-441-6100



## ■ 訪問指導

- 【対 象】 市内に居住するおおむね40歳以上の方で、療養上の保健指導が必要な方及びその家族の方
- 【内 容】 保健師・看護師による、家庭における健康相談・生活指導。事前に保健師が健康相談を行います。
- 【利用料】 無料
- 【窓 口】 健康推進課  
☎042-441-6100

## ■ 入浴券の交付

- 【対 象】 申請日現在、市内に住所を有する70歳以上のみの世帯の方で、次の①・②のいずれかに該当する方
- ① 介護保険制度の要介護1以上の認定を受けていない方で、自宅に風呂を有しない方  
(申請後、職員が現地調査に伺います。)
- ② 介護保険制度の非該当又は要支援1・2の認定を受けた方で、身体的状況により自宅の風呂の使用ができない方
- ※ ただし、2世帯住宅の方、公衆浴場へ自力で往復できない方、生活保護世帯に対する入浴料金助成事業の対象となる方、入院中または施設入所中の方は対象となりません。
- 【内 容】 調布狛江浴場組合に加入している公衆浴場で使用できる入浴券(無料)を交付します。  
交付枚数：年間36枚  
使用可能期間：7月1日から翌年の6月30日まで
- 【窓 口】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150
- 【類 似】 総合福祉センター (P, 33)  
老人憩の家 (P, 35)  
ふじみ交流プラザ (P, 36)

## ■ ワンコイン入浴券の交付

【対 象】 市内に住所を有する70歳以上の方で、次の①～④  
全てに該当し、自分で申請できる方 ※代理申請不可

- ① 自宅から市内公衆浴場まで自力で往復することができる方
- ② 調布市が発行する入浴券（P，21）の交付を受けていない方
- ③ 生活保護受給者で東京都の入浴券の交付を受けていない方
- ④ 医療機関に入院していない、又は老人福祉施設に入所していない方

【内 容】 調布市内にある4カ所の公衆浴場で、1回100円で利用できる入浴券を年間最大4枚交付します。6，9，12，3月の利用期間（各14日間）内で、1回ずつ使用可能。

【窓 口】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150

【利 用 料】 1回100円

【類 似】 総合福祉センター（P，33）  
老人憩の家（P，35）  
ふじみ交流プラザ（P，36）

